

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成24年4月6日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 青山町商業施設 盛岡市月が丘二丁目48番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称

ア 株式会社ベルプラス

イ 大和リース株式会社

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

ア 株式会社ベルプラス

イ 株式会社ツルハ

ウ 株式会社セリア

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年11月16日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,759平方メートル

(6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数

ア 収容台数 312台

イ 出入口 4か所

(7) 駐輪場の収容台数 108台

(8) 荷さばき施設の面積 210平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 31立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 株式会社ベルプラス

(ア) 開店時刻 午前9時

(イ) 閉店時刻 午後10時

イ 株式会社ツルハ

(ア) 開店時刻 午前7時

(イ) 閉店時刻 午前0時

ウ 株式会社セリア

(ア) 開店時刻 午前10時

(イ) 閉店時刻 午後8時

エ 小売業者1 (未定)

(ア) 開店時刻 午前10時

(イ) 閉店時刻 午後8時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時45分から午前2時15分まで

(12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで

イ 荷さばき施設2 午前7時から午後5時まで

ウ 荷さばき施設3及び荷さばき施設4 午前9時から午後0時まで

2 届出年月日 平成24年3月15日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所